

新型 コロナ ウイルス 緊急対策

従業員・パート等の方
事業主・一人親方の方
こんな時どうしたら
良いの?に応える
「相談会」

7/27(月)~31(金)
10:00~17:00

千葉土建市原支部
☎0436(36)4445

様々な支援や給付制度があります。

※申請には期限があるほか、対象にならない場合もあります。

| | | |
|---|--|--|
| <p>事業主 一人親方 → 50%収入減で法人の場合 最大200万円給付</p> <p>50%収入減で個人の場合 最大100万円給付</p> <p>--- 持続化給付金 ---</p> | <p>従業員 パート → コロナ休業で給料がでない場 合、休業前の賃金80%を 月額最大で 33万円 を労働者に直接給付</p> <p>--- コロナ対応休業支援金 ---</p> | <p>事業主 一人親方 → 50%収入減の事業所に対し 20万円給付</p> <p>複数事業所を賃借している場合、最大で 40万円給付</p> <p>--- 中小企業再建支援金 ---</p> |
| <p>従業員 パート → 収入が減少し、住居を失う おそれがある方に対し月額 単身世帯の場合 4万円程度給付</p> <p>3~5人世帯の場合 5万円程度給付</p> <p>--- 住居確保給付金 ---</p> | <p>事業主 → 事業主が労働者に支払った 休業手当の一部を助成 事業主に対し労働者1人1日 あたり最大で 15,000円助成</p> <p>--- 雇用調整助成金 ---</p> | <p>従業員 パート → 収入の減少などにより日常 生活の維持が困難な場合 単身世帯の場合 15万円貸付 無利子で</p> <p>複数世帯の場合 20万円貸付 無利子で</p> <p>--- 総合支援金 ---</p> |
| <p>事業主 一人親方 → 1ヵ月50%以上又は3ヵ月連 続30%以上売上減で 法人は最大 600万円賃料給付</p> <p>個人は最大 300万円賃料給付</p> <p>--- 家賃支援給付金 ---</p> | <p>中建国保 → 組合員がコロナに罹患 6ヵ月分保険料免除</p> <p>収入が3~5割以上減少 最大で 6ヵ月分保険料免除</p> <p>--- 中建国保料減免 ---</p> | <p>事業主 一人親方 → 休業等によって日常生活の 維持が困難な場合 個人事業主の場合 20万円貸付 無利子で</p> <p>その他の場合 10万円貸付 無利子で</p> <p>--- 緊急小口資金 ---</p> |

迷ったら・・・困ったら・・・今すぐ千葉土建に相談だ!!